

## 山陽小野田市日中一時支援事業委託契約の締結に関する実施要領

令和8年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、山陽小野田市地域生活支援事業実施要綱(平成18年8月12日制定)第9章に定める日中一時支援事業(以下「事業」という。)を行おうとする事業者(以下「事業者」という。)との委託契約の締結に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業者の届出及び契約締結の決定)

第2条 日中一時支援事業を行おうとする事業者は、基本単価契約を締結し、市長の委託を受けなければならない。

2 前項の委託を受けようとする事業者は、山陽小野田市日中一時支援事業委託(新規・継続)届出書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 登記簿謄本又は条例等
- (2) 従業者等の勤務体制及び勤務形態一覧表
- (3) 事業所管理者の経歴書
- (4) 事業所の平面図
- (5) 運営規程
- (6) 利用者又はその家族からの苦情解決措置の概要を示すもの
- (7) 設備・備品等一覧表
- (8) その他市長が必要であると認めた書類

3 市は、前項の規定により提出された様式第1号等について審査し、委託事業の目的に照らし適当と認めるときは事業者と契約を締結するものとする。

4 契約期間は契約締結日からその年度の3月31日までとする。

(継続の届出)

第3条 申請者が、委託契約を継続したい場合は、前条第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、申請者は様式第1号に付表1-2を添えて届出することとし、前条第2項の第1号から第8号までの書類の提出は要しないこととする。

(変更等の届出)

第4条 事業者は、第2条第2項の規定に関する書類の記載内容を変更しようとするときは、変更があった日の10日以内に山陽小野田市日中一時支援事業変更届出書(様式第2号)に関係書類を添えて、市長に届け出なければならない。

2 事業者は、日中一時支援事業を廃止、休止、又は再開するときは、その廃止又は休止の1か月前までに、再開するときはその再開の日から10日以内に、山陽小野田市日中一時支援事業(廃止・休止・再開)届出書(様式第3号)により、市長に届け出なければならない。

3 事業者は、日中一時支援事業を休止するときは、その休止期間を休止の日から6か月以内とし、延長を原則1回行うことができる。

(請求及び支払い)

第5条 事業者は、第2条の規定により委託を受けた場合は、日中一時支援事業を提供した月の翌月20日までに、山陽小野田市日中一時支援事業委託料請求書(様式第4号)により、市長に対し請求を行うものとする。この場合において次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 山陽小野田市日中一時支援事業委託料明細書(様式第5号)

(2) 山陽小野田市日中一時支援事業実績記録票(様式第6号)

2 市長は、前項の請求があったときは、山陽小野田市地域生活支援事業実施要綱第106条に基づき審査の上、請求を受けた日から30日以内に事業者へ支払うものとする。

(利用定員及び職員の配置等)

第6条 乙は、事業の実施における利用定員及び職員等の配置について、別に定める日中一時支援事業の人員、設備及び運営に関する基準のとおり配置を行うものとする。

(報告及び調査)

第7条 市長は、事業者が実施する事業に関し、その適正を期すため必要と認めるときは、事業者に対し報告を求め、又は調査することができる。

2 市長が、事業者の事業の実施について改善する必要を認め、その改善事項を事業者に指示したときは、事業者はこれに従わなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第8条 事業者は、この委託により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(委託の解除)

第9条 市長は、次のいずれかに該当するときは、この委託を解除することができる。この場合において、事業者は、第5条第2項の規定により市長が支払った委託料の全部又は一部を市長に返還しなければならない。

- (1) 事業者がこの契約に違反したとき。
- (2) 事業者の事業の実施につき、市長が不相当と認めたとき。
- (3) 事業者が正当な理由なく市長の指示に従わないとき。

2 事業者は、前項の規定による委託の解除により損害を受けた場合であっても、その損害の賠償を市長に請求することができない。

(損害賠償)

第10条 事業者は、事業の実施に関して、事業者の責めに帰すべき事由により市長又は第三者に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として市長に支払わなければならない。

(秘密保持)

第11条 事業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者等の秘密を漏らしてはならない。

2 事業者は、他の事業者等に対して、利用者等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得ておかななければならない。

(疑義の解決)

第12条 市長と事業者は、相互の協力の上、この委託を信義誠実の原則に基づいて履行するものとし、この委託について疑義が生じたときは、市長事業者協議の上、解決するものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行日)

この要領は、令和8年4月1日から施行する。